

○水道料金減免取扱要綱

平成9年1月1日

(目的)

第1条 この要綱は、八戸圏域水道企業団給水条例(昭和61年八戸圏域水道企業団条例第18号。以下「条例」という。)第46条第1項の規定に基づく貧困のため水道料金(以下「料金」という。)の負担に堪えられないと認めた者に係る料金の減免(以下「料金の減免」という。)について必要な事項を定めることを目的とする。

(一部改正〔平成23年9月30日〕)

(料金の減免の対象)

第2条 料金の減免を受けることができる者の範囲は、次の各号に定める要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 条例第21条に規定する給水契約を申し込み、その承認を受けている者
- (2) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号の扶助を受けている者
- (3) 条例第34条の2、第34条の3又は第34条の4の規定の適用を受けていない者
- (4) 条例第50条の規定により給水を停止されていない者

(一部改正〔平成23年9月30日〕)

(料金の減免額)

第3条 企業長は、前条の要件に該当すると認めた場合は、その者が支払うべき料金のうち基本料金の2分の1に相当する額を限度として料金の減免をすることができる。

(一部改正〔平成23年9月30日〕)

(料金の減免に係る申請)

第4条 料金の減免の規定の適用を受けようとする者は、水道料金減免申請書(第1号様式)により企業長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、第2条第2号の要件に該当することを証する書類を添付しなければならない。

(一部改正〔平成23年9月30日〕)

(料金の減免の決定)

第5条 企業長は、前条の申請を受けたときは、速やかに第2条各号に掲げる要件に適合しているかどうかを審査しなければならない。

2 企業長は、前項の審査の結果、第2条各号に掲げる要件に適合していると認めたときは、次に掲げる事項を記載した水道料金減免決定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

- (1) 水道の使用者の氏名
- (2) 水道の使用者の住所

(3) 第8条に規定する料金の減免の適用時期

3 企業長は、第2条第2号の証明をした者に対して、生活保護法第11条第1項各号の扶助について調査することができる。

(一部改正〔平成23年9月30日〕)

(料金の減免の非該当)

第6条 企業長は、前条第1項の審査の結果、第2条各号に規定する要件に適合しないと認めるときは、申請者に対し口頭又は書面により通知するものとする。

(全部改正〔平成23年9月30日〕)

(料金の減免の解除)

第7条 料金の減免の適用を受けている者が、第2条各号に掲げる要件に適合しなくなったときには、速やかに企業長に届け出なければならない。

2 企業長は、前項に定めるもののほか、料金の減免の適用を受けている者が第2条の要件に適合しなくなったと認めるときは、職権により料金の減免の適用を解除することができる。

3 企業長は、前2項により料金の減免を解除したときは、当該料金の減免の適用を受けていた者に対し、水道料金減免解除通知書(第3号様式)で通知するものとする。

(一部改正〔平成23年9月30日〕)

(料金の減免の適用)

第8条 料金の減免は、第5条第2項の規定により、企業長が料金の減免の適用を認めた日以後最初の定例日において算定される料金から適用する。

(追加〔平成23年9月30日〕、一部改正〔平成24年12月20日〕)

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、料金の減免につき必要な事項は、別に定める。

(一部改正〔平成23年9月30日〕)

附 則

この要綱は、平成9年1月1日から施行する。

附 則(平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月2日)

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則(平成23年9月30日)

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則(平成24年12月20日)

この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

附 則(平成25年5月24日)

この要綱は、平成25年6月1日から施行する。

第1号様式

課長	課長補佐	グループ リーダー	課員	受付

水道料金減免申請書

年 月 日

八戸圏域水道企業団 企業長

申請者 住 所

フリガナ

氏 名 印

アパート・貸家名

電話番号 () -

※前使用場所(転居の場合のみ、ご記入ください)

住 所

アパート・貸家名

お 客 さ ま 番 号																			
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

八戸圏域水道企業団 給水条例第46条の規定により、水道料金の減免を申請します。

なお、今後八戸圏域水道企業団企業長から受給確認の照会があった際には、当該保護証明者が証明することに同意します。

上記の者は、生活保護法第11条の扶助を受けている者であることを証明します。

年 月 日

印

第2号様式

水道料金減免決定通知書

年 月 日

お客様番号

通知書番号

住 所

氏 名 様

八戸圏域水道企業団

企業長

水道料金減免申請について、下記のとおり決定したので通知します。なお、減免開始は減免決定日以後の最初の定例日に算定される月分からとなります。

記

1. 減免決定日 年 月 日
減免開始 年度 月分から
定例日(検針予定日) 年 月 日

2. 下記の事由が生じた場合は、速やかにお届けください。

- 住居に異動があったとき。
- 保護世帯でなくなったとき。

【連絡先】

〒039-1112

青森県八戸市南白山台一丁目11-1

八戸圏域水道企業団 料金課

TEL 0178-70-7010

担当者 _____

第3号様式

水道料金減免解除通知書

年 月 日

お客様番号

通知書番号

住 所

氏 名 様

八戸圏域水道企業団

企業長

あなたの世帯は、水道料金減免の対象でなくなった事実が確認されましたので、下記のとおり減免が解除となりますので通知します。

記

※ 減免解除 年度 月分から

【連絡先】

〒039-1112

青森県八戸市南白山台一丁目11-1

八戸圏域水道企業団 料金課

TEL 0178-70-7010

担当者 _____

第1号様式

第2号様式

(一部改正〔平成25年5月24日〕)

第3号様式